

一 会計基準等開発動向

2017年2月20日時点

【企業会計基準委員会 ASBJ】

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
企業会計基準公開草案第59号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」	監査・保証実務委員会実務指針第63号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」及び「税効果会計に関するQ&A」における税金の会計処理及び開示に関する部分のほか、実務対応報告第12号「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」に定められていた事業税（付加価値割及び資本割）の開示について、基本的にその内容を踏襲した上で表現の見直しや考え方の整理等を行い、公開草案として公表することとしたものである。	平成28年11月9日に左記公開草案が公表された。 平成29年1月10日（火）までコメント募集されていた。 現在、公開草案に寄せられたコメントを踏まえ、平成29年3月末までに最終化することを目標として検討が進められている。
実務対応報告公開草案第49号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（案）」	実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」について、親会社が日本基準、国内子会社がIFRSを適用している場合、親会社の連結財務諸表作成において実務対応報告第18号を適用できるように実務対応報告を修正するものである。	平成28年12月22日に左記公開草案が公表された。 コメント募集は平成29年2月22日（水）まで。
実務対応報告公開草案第48号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」	プライベート・ファイナンス・イニシアティブ（PFI）事業における公共施設等運営権に係る会計処理に関する指針を開発することを目的として検討が行われている。これは、内閣府から、基準諮問会議において、当該スキームに関する会計上の取扱いの明確化の提案がなされたことを踏まえたものである。	平成28年12月22日に左記公開草案が公表された。 コメント募集は平成29年2月22日（水）まで。
企業会計基準等に関する適用後レビューの計画策定についての意見の募集	ASBJが開発する会計基準が高品質なものとして市場関係者から信頼を得るためには、適正手続（以下「デュー・プロセス」という。）を確保する必要があると、適用後レビューは重要なデュー・プロセスであると考えているとされている。 ASBJは適用後レビューの計画の策定のために、ASBJが公表した企業会計基準等のうち、適用後レビューの目的を踏まえ、いずれの企業会計基準等を適用後レビューの対象として選定するかについて検討を行うために意見募集を行うものである。	平成29年1月12日に左記意見募集文書が公表された。 コメント募集は平成29年3月13日（月）まで。
実務対応報告公開草案第51号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い（案）」	マイナス金利に関連する会計上の論点（退職給付債務の計算における割引率、金利スワップの特例処理）に関して、第331回企業会計基準委員会（平成28年3月9日開催）及び第332回企業会計基準委員会（平成28年3月23日開催）において議論が行われ、そこでの議論の内容を周知するために、平成28年3月10日及び平成28年3月24日に議事概要が公表された。 その後、第340回企業会計基準委員会（平成28年7月13日開催）において、基準諮問会議より、必要に応じて適時に対応を図ることの依頼を受けている。	マイナス金利に関連する会計上の論点のうち、退職給付債務の計算における割引率について、会計上の取扱いを明確化することを目的として検討が行われており、平成29年1月27日に左記意見募集文書が公表された。 コメント募集は平成29年3月3日（金）まで。 平成29年3月までに最終化することを目標として検討を進めることとされている。 なお、本公開草案は平成29年3月31日に終了する事業年度から平成30年3月30日に終了する事業年度に限り適用することが提案されており、平成30年3月31日以後に終了する事業年度の取扱いに関しては、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれかの方法によることを定めたガイダンスの公表に向けて、引き続き検討を行うことを予定しているとされている。 当該検討の進捗状況によっては、本公開草案における取扱いを平成30年3月31日以後に終了する事業年度も継続することを検討する予定であるとされている。

■専門委員会で審議中

項目	内容	ステータス
収益認識基準の開発について	平成26年5月に国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）から「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic 606）が公表されたことを踏まえ、日本基準の体系の整備を図り、日本基準を高品質で国際的に整合性のあるものとする等の観点から、収益認識に関する包括的な会計基準の開発について検討を行っている。	これまでの検討を踏まえ、平成28年2月4日に、「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」を公表しており（「IFRS第15号の明確化」の公表を受けて平成28年4月22日に一部を改訂）、平成28年5月31日にコメントを締め切った。現在、同意見募集に対して寄せられた意見や適用上の課題を踏まえ、検討が進められている。 また、基準開発に向けた検討にあたっては、IFRS第15号及びTopic 606の強制適用日を踏まえ、平成30年1月1日以後開始する事業年度に適用が可能となることを念頭に置き、平成29年6月までに公開草案を公表することを目標として、会計基準の開発を進めることとされている。
税効果会計の指針の見直し	JICPAから公表されている税効果会計及び当期税金に関する実務指針について、基準諮問会議からの提言に基づき、必要な見直しを行ったうえで、ASBJの適用指針等に移管することを目的として、検討を行っている。 このうち、繰延税金資産の回収可能性については、平成27年12月28日に企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」が公表されている。また、税効果会計に適用する税率の取扱いについては、平成28年3月14日に企業会計基準適用指針第27号「税効果会計に適用する税率に関する適用指針」が公表されている。	平成28年2月より、JICPAにおける税効果会計に関する実務指針のうち、会計制度委員会報告第6号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」、会計制度委員会報告第10号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」等について、適用指針の公開草案の公表に向けた検討が行われているが、現時点において、公開草案の公表の目標時期は定められていない。 また、当期税金に関する会計基準については、平成28年11月9日に、企業会計基準公開草案第59号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」等（コメント期限：平成29年1月10日）が公表されている（上記「■公開草案公表中」参照）。
一括取得型による自社株式取得取引に係る会計処理に関する指針	米国で実施されている一括取得型による自社株式取得取引（ASR：Accelerated Share Repurchase）について、我が国企業が実施した場合の会計処理に関する指針を開発することを目的として検討を行っている。本テーマについては、基準諮問会議からの提言に基づき、日本証券業協会の参考人から示された我が国における取引スキームについて検討を行っている。	第22回基準諮問会議（平成26年11月19日開催）において、新規テーマとしてASBJに提言が決定され、第302回企業会計基準委員会（平成26年12月18日開催）において、ASBJの新規テーマとして取り上げることが承認された。 平成27年1月より検討を開始しており、公開草案の公表に向けて検討を行っているが、現時点において、公開草案の公表の目標時期は定めていない。
権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理に関する指針	権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理について、会計上の取扱いを明確化することを目的として検討を行っている。	第22回基準諮問会議（平成26年11月19日開催）において、新規テーマとしてASBJに提言が決定され、第302回企業会計基準委員会（平成26年12月18日開催）において、ASBJの新規テーマとして取り上げることが承認された。 平成27年10月より検討を開始しており、公開草案の公表に向けて検討を行っているが、現時点において、公開草案の公表の目標時期は定めていない。

項目	内容	ステータス
実務対応報告第18号の見直し	<p>実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」について、在外子会社が国際財務報告基準（IFRS）に準拠している場合、資本性金融商品に関するノンリサイクリング処理について親会社の連結財務諸表を作成するうえで修正を要するとすべきか等について、修正項目の見直しの検討が行われている。</p> <p>また、親会社が日本基準、国内子会社がIFRSを適用している場合、親会社の連結財務諸表作成において実務対応報告第18号を適用できるように実務対応報告を修正すべきかについても検討が行われている。</p>	<p>第25回基準諮問会議（平成27年11月12日開催）において新規テーマとして提案。検討事項のうち、国内子会社等がIFRSを適用している場合の取扱いについては先行して、平成28年12月22日に、実務対応報告公開草案第49号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面取扱い（案）」等（コメント期限：平成29年2月22日）が公表されている（上記「■公開草案公表中」参照）。</p> <p>なお、修正項目の見直しの検討に関しては、IFRS第9号「金融商品」における、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品への投資の公正価値の変動に関するノンリサイクリング処理、及び米国会計基準の会計基準新書第2016-01号「金融商品-総論（サブトピック825-10）：金融資産及び金融負債に関する認識及び測定」における、株式の公正価値測定による差額を当期純利益に計上する処理を中心に検討が行われている。現在、これらを修正項目とする場合の実務対応の可否等を検討中であり、本公開草案の最終基準化後、速やかに対応を図る予定であるとされている。</p>

■審議が開始されていないもの

項目	内容	ステータス
「企業結合に関する会計基準」に係る条件付取得対価の取扱い	<p>企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に係る条件付取得対価の一部が返還される場合の取扱いを検討することを予定している。</p>	<p>第19回基準諮問会議（平成25年11月20日開催）において、ASBJの新規テーマとして提言された。</p> <p>開発の目標時期は特に定められていない。</p>
子会社、関連会社株式の減損とのれんの減損の関係	<p>JICPAから公表されている会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ検討することを予定している。</p>	<p>第26回基準諮問会議（平成28年3月4日開催）において新規テーマとして提案。</p> <p>第27回基準諮問会議（平成28年7月4日開催）において、ASBJの新規テーマとして提言することとされ、第341回企業会計基準委員会（平成28年7月25日開催）においてASBJの新規テーマとして取り上げることが承認された。</p> <p>開発の目標時期は特に定められていない。</p>

■基準諮問会議でテーマアップの要否を審議中

項目	内容	ステータス
無対価株式交換の会計処理	平成22年度税制改正により無対価株式交換の取扱いが整備されたが、会計上、無対価の組織再編の取扱いは、企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(第203-2項)において合併と会社分割の場合しか規定されておらず、株式交換の場合の処理が規定されていない。実務ではいくつかの処理が想定されるため、適切な処理の明確化が必要とされているもの。	第24回基準諮問会議(平成27年7月13日開催)において新規テーマとして提案。 現在、実務対応専門委員会に新規テーマの評価を依頼中。
親会社による子会社の吸収合併	非支配株主が存在する場合の会計処理について、以下の点に対応する会計処理の検討・整理を求めるもの ①連結財務諸表上、追加取得時に生じる差額として資本剰余金として処理されている額が、合併後の親会社の個別財務諸表では損益(抱合せ株式消滅差損益)となり、連結財務諸表と一致しない。 ②非支配株主が存在する状況で子会社を現金を対価として吸収合併する場合、「現金を対価とする共通支配下の取引」と捉え、非支配株主持分相当額から生じる差額について「のれん」とするか、株式が対価の場合と同様に、「資本剰余金」とするか明らかではない。 ③親会社が「非支配株主が存在する状況で子会社を対価現金で吸収合併する場合」と、「非支配株主から株式を取得し完全子会社とした後に吸収合併する場合」とで、非支配株主相当額から生じる差額が前者は「のれん」又は「資本剰余金(その他資本剰余金)」,後者は「損益(抱合せ株式消滅差損益)」となり、両者の会計処理に著しい相違が生じる可能性がある。	第24回基準諮問会議(平成27年7月13日開催)において新規テーマとして提案。 現在実務対応専門委員会に新規テーマの評価を依頼中。
会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」における当座貸越契約及び貸出コミットメントに関する規定の改正	金融庁は、平成27年3月31日付で追加した自己資本比率規制に関するQ&A第78条-Q4において、一定の条件を満たした任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消し可能なコミットメントは、オフ・バランス取引として与信相当額として認識する必要がないことを明確化している。 その結果、自己資本比率等計算上のコミットメントの扱いと会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」における当座貸越契約(これに準ずる契約を含む。)及び貸出コミットメントの当該範囲に差異が発生しているため、「金融商品会計に関する実務指針」の一部改正を求めるものである。	第25回基準諮問会議(平成27年11月12日開催)において新規テーマとして提案。 現在実務対応専門委員会に新規テーマの評価を依頼中。
リース取引に関する会計基準(企業会計基準第13号)等の見直し検討	ASBJによる1993年会計基準を更改した基準第13号が2007年3月に公表され今日に至っている。一方、IASBとFASBは、共同プロジェクトに位置づけてアジェンダ設定以来9年をかけて検討した改正基準を共に適用時期を2019年として確定する運び(IASB1月13日公表済み)である。わが国の1993年基準、2007年基準とも国際会計基準や米国基準を念頭に策定された経緯であるが、今般の両基準の改正を受け見直しの検討が必要と考えられ提案されたものである。	第26回基準諮問会議(平成28年3月4日開催)において新規テーマとして提案。 ASBJは、今後、中期運営方針を公表することを予定しており、当該運営方針に今後の日本基準の開発に関する基本方針も記載する予定とされていることから、本提案については、当該中期運営方針の検討に含めることを依頼することとされた。

項目	内容	ステータス
「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」及び「見積りの不確実性の発生要因」に関する注記情報の充実	我が国の会計基準とIFRSにおいて注記情報の開示が要求される項目を比較すると、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として、日本基準においても開示を求めらるべきと考えられる項目がある。 特に、IAS第1号「財務諸表の表示」において開示が求められている「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」及び「見積りの不確実性の発生要因」については、財務諸表利用者が、企業の財務諸表の作成の前提を理解し、重要な不確実性（リスク）を把握する上で有用であり、投資家と企業との対話を促進する基礎となる情報であると考えられる。このため、我が国の会計基準においても、こうした情報を注記情報として開示を求めらるべきであることを検討すべきであることから提案されたものである。なお、上記の注記情報の検討においては、我が国の財務諸表の「重要な会計方針の注記」についても、企業の実態に即した、より具体的な記載を求めらるべきことと合わせて検討されるべきとされている。	第26回基準諮問会議（平成28年3月4日開催）において新規テーマとして提案。 第27回基準諮問会議（平成28年7月4日開催）、第28回基準諮問会議（平成28年11月14日開催）において検討がなされ、次回の基準諮問会議において、ASBJに新規テーマの提言を行うか否かについて決定することとされた。
仮想通貨に係る会計上の取扱いについて	平成28年6月3日に公布された改正資金決済法は「仮想通貨」を定義した上で、「仮想通貨交換業者」に対して、登録制を導入し、財務諸表監査及び分別管理監査を義務付けた（改正法は1年以内に施行）。 財務諸表監査を実施するに当たって、現在、財務諸表の作成基準であり、かつ、監査における適正表示の判断のよりどころでもある会計基準には、仮想通貨の会計処理に関する取扱いは存在していない。仮想通貨の利用拡大と規制の導入を含めた環境整備に関する動きと足並みを揃え、仮想通貨に係る会計上の取扱いの明確化が必要と考えらるべきことから提案されたものである。	第24回基準諮問会議（平成27年7月13日開催）において新規テーマとして提案。 実務対応専門委員会に新規テーマの評価を依頼することとされた。

【日本公認会計士協会 JICPA】

項目	内容	ステータス
該当なし		

【金融庁】

項目	内容	ステータス
「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正	平成28年4月に公表された金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告の中で、決算短信の記載内容とされている「経営方針」について、決算短信ではなく有価証券報告書において開示すべきとされたことを踏まえ、有価証券報告書の記載内容に「経営方針」を追加したものである。 併せて、昨年6月に閣議決定された規制改革実施計画を踏まえ、国内募集と並行して海外募集が行われる場合に、海外募集に係る臨時報告書に記載すべき情報が国内募集に係る有価証券届出書に全て記載されているときには、当該臨時報告書の提出を不要としたものである。	平成29年2月14日付で公布・施行された。 なお、改正事項のうち有価証券報告書の記載内容に「経営方針」を追加する部分については、平成29年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書及び同事業年度を最近事業年度とする有価証券届出書から適用することとされている。
「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表	ASBJにおいて、実務対応報告公開草案第48号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い(案)」が公表(コメント募集期間:平成28年12月22日~平成29年2月22日)されたことを受け、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等について所要の改正を行うもの。 実務対応報告公開草案第48号の適用日と合わせ、同日から施行する予定とされている。	平成29年2月6日に左記改正案が公表された。 コメント募集は平成29年3月7日(火)17時まで。

【法務省】

項目	内容	ステータス
該当なし		

デロイト トーマツ Webサイトのご案内 IFRS/国際財務報告基準(国際会計基準)
<http://www.deloitte.com/jp/ifrs/>

デロイト トーマツ グループでは、統一した高品質のIFRS関連サービスを広範に提供することを目的として、IFRSの専門家集団、「トーマツIFRS室」を設置し、Webサイトでも最新の情報発信や各種サービスの提供を行っています。ぜひご活用ください。

- デロイト トーマツのIFRSサービス
 デロイト トーマツのIFRSサービスの特徴/IFRSサービスメニュー/IFRS導入の指針
- IFRSとは
 IFRSの歴史/IFRSの構成/IFRSの特徴/各国のIFRS適用状況/日本及び米国におけるIFRSをめぐる動向/
 IFRS関連略称/日本のIFRSの動向/世界のIFRSの動向
- 解説記事
 IFRS基準別の解説/IFRS公開草案等の解説/IFRSと日本基準の会計基準差異/IFRS業種別トピックス/IFRS関連ニュースレター
- セミナー
 IFRSセミナー/IFRSオンラインセミナー
- 出版物
 市販書籍/デロイトの出版物

お問合せ先 トーマツ IFRS室 Tel:03-6213-1168 E-mail:jp_ifrs_service@tohmatu.co.jp